

静岡市勤労者福祉センター条例の一部改正について

静岡市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月14日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例

静岡市勤労者福祉センター条例(平成15年静岡市条例第186号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第8条中「又は静岡市東部勤労者福祉センター」及び「及び別表第2」を削る。

第11条中「静岡市北部勤労者福祉センターの利用」を「静岡市北部勤労者福祉センター又は静岡市東部勤労者福祉センターの利用」に、「静岡市北部勤労者福祉センターの指定管理者」を「指定管理者」に改める。

第18条第2項中「静岡市北部勤労者福祉センターの指定管理者に静岡市北部勤労者福祉センター」を「指定管理者に静岡市北部勤労者福祉センター及び静岡市東部勤労者福祉センター」に改め、同条第3項中「静岡市北部勤労者福祉センターの指定管理者が」を「指定管理者が、別表第2及び」に改め、同条第4項及び第5項中「静岡市北部勤労者福祉センターの」を削る。
別表第2を削る。

別表第3備考2及び3中「利用料金」の次に「の限度額」を加え、同表を別表第2とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第3 (第18条関係)

静岡市東部勤労者福祉センターの利用料金の限度額

1 施設の利用料金の限度額

(1) 専用利用その1

室名	位置	収容 人員	時間区分					
			A	B	C	D	E	F
			午前9時	午後1時	午後6時	午前9時	午後1時	午前9時

			から正午 まで	から午後 5時まで	から午後 9時まで	から午後 5時まで	から午後 9時まで	から午後 9時まで
多目的ホール	1階	507人	30,850円	41,140円	41,140円	71,990円	82,280円	113,130円
大会議室	7階	180人	25,920円	30,850円	30,850円	56,770円	61,700円	87,620円
中会議室A	7階	50人	8,730円	10,410円	10,410円	19,140円	20,820円	29,550円
小会議室B	7階	24人	6,880円	8,260円	8,260円	15,140円	16,520円	23,400円
中会議室C	7階	50人	8,730円	10,410円	10,410円	19,140円	20,820円	29,550円
小会議室1	7階	24人	6,880円	8,260円	8,260円	15,140円	16,520円	23,400円
小会議室2	7階	18人						
研修室大	6階	90人	9,250円	11,100円	11,100円	20,350円	22,200円	31,450円
研修室小	6階	45人	7,340円	8,730円	8,730円	16,070円	17,460円	24,800円
コンピュータールームA	6階	25人	4,930円	5,860円	5,860円	10,790円	11,720円	16,650円
コンピュータールームB	6階	25人						
和室（さんごじゅ）	5階	16人	3,190円	3,800円	3,800円	6,990円	7,600円	10,790円
和室（やまもも）	5階	16人						
和室（はなみずき）	5階	16人						
茶室（清風庵）	5階	8人	3,190円	3,800円	3,800円	6,990円	7,600円	10,790円
楽屋1	1階	15人	920円	1,230円	1,230円	2,150円	2,460円	3,380円
楽屋2	1階	15人						
楽屋3	1階	2人						

リハーサル室	5階	60人	5,860円	6,990円	6,990円	12,850円	13,980円	19,840円
--------	----	-----	--------	--------	--------	---------	---------	---------

(2) 専用利用その2

室名	位置	収容人員	利用区分	金額
音楽練習室 大	5階	20人	1室1時間	2,050円
音楽練習室 中1	5階	10人	1室1時間	1,020円
音楽練習室 中2	5階	6人	1室1時間	1,020円
音楽練習室 小1	5階	4人	1室1時間	510円
音楽練習室 小2	5階	4人	1室1時間	510円
音楽練習室 小3	5階	4人	1室1時間	510円
フィットネスルーム1	4階	35人	1室1時間	10,170円
フィットネスルーム2	4階	20人	1室1時間	5,850円

(3) 個人利用

室名	利用区分	金額
コンピュータールームA	1人1回1時間までにつき	100円
コンピュータールームB		
フィットネスルーム、トレーニングルーム及びプール	当日券（1人1回につき）	820円
	回数券（11枚つづり。1枚の使用は、1人1回）	8,200円
	定期券（1月券）	8,200円

備考

- 1 利用者が、入場者から入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合において、その徴収する入場料等の額が500円を超え1,000円以下のときは時間区分に対応する金額の2分の1に相当する額を、その徴収する入場料等の額が1,000円を超えるときは時間区分に対応する金額に相当する額を加算する。
- 2 1の場合において入場料等の額に差を設けているときは、入場者1人当たりの徴収額の最高額により加算額を決定する。
- 3 利用者が、商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって、無料で入場させる場合は、時間区分に対応する金額の2分の1に相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときの利用料金の限度額は、1時間（1時間に満たないとき

は、1時間とする。)につき時間区分又は利用区分の1時間相当額を加算する。

5 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間を含む。

6 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

2 特殊器具等の利用料金の限度額

名称	単位	金額（1回につき）	利用場所
ビデオプロジェクター220インチ	一式	2,050円	多目的ホール
ビデオプロジェクター150インチ	一式	1,020円	中会議室C
ビデオプロジェクター100インチ	一式	1,020円	研修室大
ビデオプロジェクター70インチ	一式	1,020円	中会議室A
ビデオプロジェクター42インチ	一式	1,020円	研修室小
移動式ビデオプロジェクター	一式	1,020円	
7階パントリー	一式	10,280円	大会議室、中会議室A及び中会議室C
1階パントリー	一式	10,280円	多目的ホール
照明設備	一式	5,140円	多目的ホール
コンサートピアノ	一式	4,110円	多目的ホール
金びょうぶ	半双	2,050円	多目的ホール及び大会議室
アンサンブルピアノ	一式	2,050円	リハーサル室
茶道具	一式	1,020円	茶室
パソコン（団体利用）	1台	100円	コンピュータールームA及びコンピュータールームB
パーテーション	1枚	510円	
白布（縦1800ミリメートル×横6400ミリメートル）	1枚	300円	
白布（縦1300ミリメートル×横2200ミリメートル）	1枚	150円	
毛せん	1枚	510円	
舞台照明・音響特別仕様	1人	10,280円	多目的ホール

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市勤労者福祉センター条例（以下「新条例」という。）第18条及び別表第3の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用料を納付した静岡市東部勤労者福祉センターの使用に係る回数券又は定期券を有する者は、施行日以後に当該回数券又は定期券を使用して当該施設を利用することができる。

(施行前の準備)

- 3 施行日において静岡市東部勤労者福祉センターの指定管理者となるものは、施行日前においても、新条例第18条第3項の規定の例により施行日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。